住所　東京都品川区東品川３丁目32番27号
張蓮香　昭和49年５月15日生
住所　さいたま市南区内谷４丁目10番11―102号
高暄　昭和53年５月２日生
住所　島根県松江市西尾町１番地１
陶文俠　昭和33年11月９日生
住所　茨城県つくば市境田120番地１
李子　昭和61年10月７日生
住所　千葉県市川市南八幡３丁目22番23号
李英蘭　昭和55年７月30日生
住所　東京都世田谷区南烏山４丁目28番13―603号
王詩慧　昭和51年10月10日生
住所　岡山県倉敷市日吉町213番地１
陳寧　昭和42年３月25日生
陳冠宇　平成９年１月８日生
陳鴻宇　平成21年５月30日生
住所　埼玉県吉川市大字三輪野江1494番地２
陳敏　昭和56年11月28日生
住所　奈良市三条本町１番93―1308号
賓惠理子　昭和42年９月２日生
住所　埼玉県草加市瀬崎町1314番地17
陳勇傑　昭和53年12月26日生
陳松伶　平成19年９月28日生
住所　神戸市灘区篠原南町５丁目３番32号
呂宗錫　昭和62年４月29日生
住所　神戸市須磨区白川台６丁目４番地28
郭慶浩　昭和43年２月19日生
住所　神戸市灘区上野通８丁目６番16号
白剛　昭和40年12月20日生
住所　千葉県市川市南行徳４丁目８番10号
吳萍　昭和38年10月２日生
王鵬　昭和63年10月15日生
住所　熊本県宇城市松橋町久具2378番地４
康眞輝　昭和50年５月20日生
住所　佐賀県唐津市相知町長部田1067番地
李承根　昭和40年１月12日生
黄由香　昭和43年６月30日生
李拓哉　平成15年７月９日生
住所　福岡市中央区赤坂３丁目２番35―403号
鄭惠子　昭和30年２月６日生
住所　北九州市八幡西区永犬丸４丁目21番５号
白良子　昭和54年１月13日生
住所　宮崎市大字赤江1369番地１
朴重成　昭和45年９月21日生

○財務省告示第二百十一号

財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年三月財務省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十八日

財務大臣　野田　佳彦

別表第二十六号中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条第二項」に改める。

別表第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

○財務省・農林水産省告示第十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十八日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　山田　正彦

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分六厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分六厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百六十七号

宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八条第一項の規定により、同規則第六条第一項の登録認証機関を登録したので、同規則第二十二条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録年月日　平成二十二年六月四日
二　登録番号　第一号
三　氏名又は名称　社団法人全国宅地擁壁技術協会
四　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号
五　法人である場合の代表者の氏名　会長　権藤　勇夫
六　法人である場合の認証事務を行う役員の氏名　副会長　荒木　寛隆
七　認証事務を行う事務所の名称　社団法人全国宅地擁壁技術協会
八　認証事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号
九　認証事務を開始する年月日　平成二十二年六月二十日

○防衛省告示第百十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年六月二十八日（予備、同月二十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度〇九分五二秒
(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒
実施艦　自衛艦二隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年六月二十九日及び同月三十日（予備、七月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒